

〈資料〉

アングロ・サクソン時代の法典

Ⅲ

村 井 衡 平

Ⅰ エドワード王 901—924 （エドワード王の法令）

エドワード王は、すべての〔彼の〕奉行に対し、それが最も正当であり、制定法に従っていると考える判決を言渡すよう命令する。いかなる理由があっても、公法の解釈をまちがってはならない。そして、同時に、すべての事件について、判決のための定められた日を設けるのがあなた方の義務である。

1 すべての人が〔彼の取引について〕保証人をもつこと、そして誰れも市の立つ町以外で買い〔または売る〕べきではない。しかし、彼は町の助役（市長）または信頼できる他の人の証言を必要とする。

(1) そして、もし誰れかが市の立つ町以外で買うとき、彼は王に対する不服従の故に定められた罰金を支払う。しかし、保証人を出すことは、それにもかかわらず、彼等を発見できないことが判明するまで、続けられるべきである。

(2) さらに、われわれは次のように宣言した。すなわち、証言のために〔他人〕を推せんしなければならない人は、彼が法律に従って行動していることを誠実に証言するか、または告訴を提起する人は確信にもとづいている旨の宣誓を提出する。

- (3) われわれは同様に次のとおり宣言した。ある人が所有権の抗弁を提出しようと望むとき、彼はこの効果をもつ信頼できる証人を提出するか、または原告がそれを受理する義務を負うような宣誓を提出する。——もし彼が可能であれば、非選択宣誓を。
- (4) もし、しかしながら、彼がそうすることができないとき、彼が居住している地域の6名の人が彼のために指名され、そして彼は牛または同価値の家畜1頭について、6名から1名を選ぶ。その後、もしさらに証人が必要であれば〔係争中の〕財産の価値に比例して増加される。
- (5) われわれはさらに次のように宣言した。もし、誰れか悪意のある人が、他人の家畜を反訴として差し押えようとするとき、彼は不正な目的でそうするのではなく、公法に従い、詐欺も欺まんもないことを宣誓によって陳述する。そして、その場合に、家畜を差し押えた人は、それについて彼の所有権を主張するか、またはそれを保証する人を証言のために裁判所に召喚する。
- 2 さらに、われわれは勅許保有地または自由民保有地において、他人の権利を侵害した人はどのような刑罰をうけるかを宣言した。そして、自由民保有地に関して、彼〔原告〕は、彼〔被告〕がいつ奉行の面前で彼の正義を行うかを指定する。
- (1) もし、しかしながら、彼〔原告〕が勅許保有地または自由民保有地において彼の権利を取得しなかったとき、権利を保有する彼〔被告〕は王に対して30シリング、2回目についても同様に30シリング、そして3回目の侵害については、王に従わなかった120シリングの罰金を支払う。ただし、彼がすでに〔彼の犯行〕を中止していたときは、この限りでない。
- 3 われわれは、さらに、偽証した人々に関してさらに宣言した。もし、責任が立証されたか、または宣誓が彼自身によって破られたか、またはより強力に支持された証言によって押しつぶされたとき、2度と再

び彼等は宣誓によって彼等自身の潔白を証明する特権をもたない。

II エドワード王 924—925

(エクゼターにおいて)

エドワード王は、すべての彼の顧問官に対し、彼等がエクゼターに集合したとき、彼等が責任を負わされている公共の平和をこれまでよりも一層よく維持するにはどうすればよいか、考えるよう勧告した。なぜならば、彼にとっては彼の以前の命令が期待に反し、充分に実行されていないからである。

- (1) 王は彼等に対し、誰れがこの改革の〔仕事〕に当ろうとしているのか、そして、そのうちの誰れが王と協力しようとするのか、地上においても海においても、王が証価したものを評価し、そうでないものは評価しないのは誰れかを問うた。
 - (2) ところで、王の関心は、誰れも他人の権利を否定してはならないということである。
 - (3) もし、誰れかが他人の権利を否定したとき、彼はすでに定められているところにより、最初は30シリング、2度目も同様、そして3度目は120シリングを王に支払う。
- 2 そして、もし奉行が証人としての任務が与えられた人の面前において、法律に従って正確に〔罰金〕を徴収しなかったとき、彼は私に対する不服従の理由で120シリングの罰金を支払う。
- 3 もし、誰れかが窃盗で告発されるとき、彼が主人であることを発見した人は、彼は告発と全く無関係であることを彼のために身のあかしを立てるか、またはもし彼に他の友人もないとき、彼等は同じ仕事を遂行する。
- (1) もし、彼が彼のために保証人になる人を知らないとき、これらの利害関係者は彼の財産から保証をとることができる。
 - (2) もし、彼が財産もなく、いかなる他の保証〔を提供する手段〕

ももたないとき、彼は裁判に付されることになる。

- 4 すべての人々は、つねに、彼の所有地に、彼等自身の〔家畜〕を追っていくことを望む他の人を案内する人々を用意しておくこと、そして彼等〔案内する人〕はどのようなわいろを与えられたり、彼等を妨害しないこと、そして、彼等はいかなる場所においても、犯罪をかくしたり、または〔犯人〕を意図的かつ慎重にかくれ場所を提供することはない。
- 5 もし、誰れかがすべての国民が定めた〔宣誓および誓約〕に違反し、彼の宣誓および誓約に違反するとき、彼は制定法が宣言する賠償金を支払う。
 - (1) もし、しかしながら、彼がそうすることを望まないとき、彼はわれわれすべての友情と、そして彼の所有物のすべてを失う。
 - (2) もし、誰れかがその後、彼をかくまうとき、犯罪がわれわれ自身の王国でなされたならば、彼は制定法が定める賠償金を支払う。もし、犯罪が王国の東部または北部でなされたとき、賠償金は条約の規定に従って支払われる。
- 6 もし、誰れかが窃盗の罪によって〔有罪と認定され〕、自由を失い、そして身柄を主人に託され、彼の親族も彼を見捨て、彼のために法律上の責任を負うべき人が存在しないとき、彼は要求される奴隷としての労働に服し、彼の親族は〔もし彼が殺害者であれば〕、彼の賠償金に対する権利を失う。
- 7 誰れも、他人に働われている人を、他人の許可なく、しかも彼が残りの期間のすべての責任から自由になるまで、働ってはならない。もし誰れかがそうしたとき、彼は私〔王〕に対する不服従により賠償金を支払う。
- 8 すべての奉行は4週間毎に会議を聞くこと、そして彼等はすべての人が公法の利益をうけること、そしてすべての訴訟について審理と判決に当てられる日を定めることを望む。そして、もし誰れかがこれを

〔すること〕を怠るとき、われわれがすでに命じている賠償金を支払う。

Ⅰ エゼルスタン王 925—935 (エゼルスタン王の法令)

私、エゼルスタン王は、私の大司教ウルフヘルムおよびその他の私の司教たちの助言をも得て、すべての自治都市の奉行に通知する。また、私とすべての彼の聖者たちの名において祈願し、そして私の友情によって、まず第1に私自身、それが家畜であると、毎年土地から生じる果実であるとを問わず、最も厳格な正確さに従って、〔それらを〕測り、数え、また重さを計ることを命じる。そして、僧正たちも、彼自身の財産について同様のことをし、そして私の大守たち、私の奉行たちも同じである。

- 1 そして、私は、私の司教または奉行たちが、彼等に従う義務のあるすべての人々に対し、この命令を与えること、そして〔支払い〕は法律によって定められた日に行われ、そしてそれは、洗札者ヨハネが首をはねられた日とする。
- 2 どのようにして総大司教ヤコブが10分の1税と感謝祭のいけにえを神に捧げるといったのか。そして、神の法律のなかでも、モーゼがいかにして、10分の1税と最初の果実を遅滞なく主に捧げよといったのか、思い出してみよう。
- 3 これらの書物の中でいかに恐ろしいことが宣言されているか、われわれはそれを思い出す必要がある。“もしわれわれが10分の1税を神に捧げることが望まないとき、われわれが最小のものを期待しても、神は〔残りの〕10分の9をわれわれから奪い、そして、さらにわれわれはまた罪を犯したことになる”。
- 4 そして、私はさらに次のことを望む。私の奉行らが教会税および死者のたましいのための支払いが、正当になされるべき場所においてな

されること。——すべてこれらの支払いが、心から彼等の教会に出席することを望む人々によって、聖なる場所で使用されることを望む。〔教会に出席すること〕を望まない人は、彼の寺録を失うか、または彼の義務を適切に履行する状態に戻る。

(1) 神の教えはわれわれに、われわれが地上の物によって天上の物を手に入れ、そして一時的な物によって永遠の物を手に入れることを教えてくれる。

5 ところで、あなたは王が次のようにいうのを聞くであろう。私が神に何を捧げようとしているか、そしてあなたが私に反抗するとき、罰金を支払うという痛みを履行しなければならないということ。そして、あなたは神の怒りと私への不服従について、あなた自身とあなたが忠告する義務のある人、双方に対して身を守らなければならない。

慈善に関する命令 925—940

私、エセルスタン王は、私の大司教ウルフヘルムおよびその他のすべての私の他の司教および聖職者たちの助言によって、私の罪の許しのために、私の王国内のすべての私の奉行に対し、もしあなた方が〔あなた方の地域〕にかかる物を所持しているか、またはあなた方が〔他のどこかで〕これを発見するとき、貧困なイギリス人のために食糧を供給することが私の意見である。

(1) 私の2つの土地の収益から、彼は1アンベの小麦、すね肉のベーコンまたは毎月4ペンスの価値のある雄牛1頭、さらに毎年12ヵ月分の衣類を与えられる。〔そして〕私はあなたに、毎年、罰金奴隷とされた1人を解放することを希望する。そして、これらのことは王の慈悲とあなた方の私への愛のために、贈与が行われる教区の僧正の承認のもとに行われる。

2 そして、もし奉行が〔こうすること〕を怠るとき、彼は30ペンスの賠償金を支払い、そしてこの金は、僧正の承認を得て、〔このことが〕

まだ行われていない地所に住む貧しい人々の間に分配される。

II エゼルスタン王 925—935

(エゼルスタン王の法令)

1 第1に、現行中に逮捕された年齢が12才以上であり、〔もし盗まれた品物の価格が〕8ペンス以上であるいかなる窃盗も容赦されない。

(1) もし、誰れかがかかる窃盗を許すとき、彼は彼の賠償金の額を彼のために支払うか——この場合、窃盗は処罰をうける責任を免れることはできない——または賠償金と同額を宣誓することによって彼自身の〔非難〕を晴らす。

(2) もし、しかしながら、彼〔窃盗〕が彼自身を守ろうとするとき、またはもし、彼が逃走しようとするとき、彼は許されない。

(3) もし、窃盗が投獄される時、彼はそこに40日間留められ、そして、ついで、彼は120シリングを支払って解放されるが、しかし彼の親族は、その後、彼が〔盗み〕を永久にやめることの証人となる。

(4) もし、その後、彼が窃盗をする時、彼〔彼の親族の男子〕は彼のために彼の賠償金を支払うか、または彼をもとに戻す。

(5) もし、誰れかが彼を弁護するとき、彼は彼のために賠償金の額を王または法律上正当な権利のある人に支払う。そして、彼に手助けを与えるすべての人は、王に120シリングの罰金を支払う。

2 主人がいないため、いかなる法律上の保護も満足にうけることができない人について、彼等の親族が彼等を定められた居所に落ちつかせることができるように、定住させ、そこで公的な法律に服し、彼等が主人を見出すように命じた。

(1) もし、しかしながら、定められた日に〔かかる人の親族〕がそうしないか、またはそうすることができないとき、彼はそれ以降、法外放置者となり、そして彼に出会った人は、彼を窃盗として殺

すことができる。

(2) そして彼が法外者と宣言されたのちに、彼をかばう人は、彼の賠償金の額を彼のために支払うか、または同額の誓いによって潔白の証しとする。

3 もし、主人が正義を拒否し、悪事を行った彼の雇人の1人を支持し、そして訴えが王に〔実情について〕なされたとき、主人は〔争いとなっている品物の価格を支払い、さらに王に120シリングを与えなければならない。正義のために〔気楽くに〕必要なたび毎に彼が主人に訴える以前に、王に対して訴える人は、もし王が彼〔原告〕に正義を拒否したならば他方が支払ったにちがいない罰金と同額の罰金を支払う。

(1) そして、もし主人が彼の奴隷の1人による窃盗に関与し、そしてそれがのちに明るみに出るとき、彼は最初に彼の奴隷を失い、そして彼の賠償金を失う。もし彼が犯行をくり返すとき、彼は彼の所有物すべてを失う。

(2) 盗みの罪のある窃盗と内通していたわれわれの王の収入役または代官の〔誰れか〕は、同様の〔刑罰〕をうける。

4 そして、われわれは、彼の領主に対する陰謀を企てた者がそれを否定できないとき、または〔もし彼がそれを否定し、そして〕その後、三重の神判で有罪となったとき、彼は彼の生命を失う。

5 そして、われわれは、教会への侵入に関して、もし彼〔これを行ったとして告訴された〕が三重の神判によって有罪となったとき、彼は制定法が宣言する賠償金を支払う。

6 そして、われわれは魔術、魔法使いおよび致命的な呪文に関して、もし死がそれによって引き起され、そして〔被告人〕がそれ〔責め〕を否定できないとき、彼は彼の生命を失う。

(1) もし、しかしながら、彼がそれを否定したいと思い、そして三重の神判によって有罪となったとき、彼は120日間、刑務所に収容される。そして、その後、親族が彼を出所させ、その後、王に

120シリングを支払い、彼の親族に〔死者〕の賠償金を支払い、加害者のために、彼が永久にかかる行為をしないという保証人となる。

(2) 放火犯および窃盗をして殺された者の復讐をする人は、同じ法律の適用をうける。

(3) そして、窃盗の罪を犯して殺された者の復讐をしようとしたが、誰れも傷つけなかったとき、かかる復讐をすることについて王に120シリングの罰金を支払う。

7 そして、われわれはしばしば、窃盗の罪によって告発をうけ、単一の神盟裁判によって有罪と認められながら、彼等のために保証人となる人を知らないとき、彼等は刑務所に入れられ、そして彼等は上記にのべた条件によって〔のみ〕釈放される。

8 そして、われわれは次のように定めた。もし土地を保有しない人が他州で仕事に従事していたが、彼の親族のもとに帰る場合、親族はもし彼がそこでなんらかの犯罪を犯していたと、彼〔彼を扶養する人〕は、彼を裁判によって罰せられるようにするか、または彼のために賠償金を支払うことを条件として〔のみ〕そうすることになる。

9 家畜を捕える人は、彼の隣人の間より5名の人を指名し、彼は公法に従って家畜を捕えようとしている旨を宣誓する人を選定する。そして、〔家畜に対して〕彼の請求を維持しようと望む人は、10名の指名をうけ、全員の証言を求めることなく、そのうち2名を選び、その家畜が彼の財産として生まれた旨を宣誓する。家畜が20ペンスの価値を越えるとき、選択宣誓によらなければならない。

10 いかなる人も、奉行、ミサ牧師、土地所有者、財務官または他の信頼できる人の証言を得ることなく、いかなる家畜も交換すべきではない。もし誰れかがそうするとき、30シリングの罰金を支払い、そして土地所有者は交換されたものを取り上げる。

(1) しかし、もし彼等のうちの誰れかが偽りの証言をしたとし、発

見されるとき、二度と有効な証言はできないし、また、さらに彼は30シリングの罰金を支払う。

- 11 そして、われわれは次のように宣言した。殺された窃盗のために救済を請求する人は、3名の親族のうち2名は父の親族、そして母の親族1名と共に、彼等は彼等の親族が罪を犯したことを知らないこと、そのような罪によって処刑される理由のないことを宣誓して陳述する。窃盗を殺したものは、他の12名の人と共に、すでに定められている方法により、死者を告発する。そして、死者の親族が指定された日に出廷することを望まないとき、救済を求めている各自は120シリングを支払う。
- 12 そして、われわれは次のように宣言した。誰れも20ペンス以上の価格の品物を都市の外で買わず、市内で町奉行または他の誰れか信頼できる人の前で、または公衆の集会で奉行の出席のもとに買う。
- 13 そして、われわれはすべての要塞は祈願節〔キリスト昇天祭の前30日間〕の2週間後に修理されることを宣言する。
 - (1) 第2に、すべての商取引は市内で行われる。
- 14 第3に、〔われわれは〕次のように〔宣言する。王の領地全域について、唯一の貨幣制度を設け、また誰れも都市以外で貨幣を鑄造してはならない。
 - (1) そして、もし貨幣鑄造者が〔にせ貨幣または量の不足する貨幣〕を鑄造した罪を犯したとき、罪を犯した手は切断され、造幣所にしばりつけられる。しかし、彼が告発され、身の証しを立てたいと望むそのときは、熱いアイロン〔神判〕をうけ、罪を犯したとして告発されている手を取り戻す。そして、もし彼が有罪と立証されるとき、われわれがすでに宣言したような刑罰が課せられる。
 - (2) カンタベリーには7カ所の貨幣鑄造所がおかれるべきである。王のために4カ所、司教のために2カ所、修道院長のために1カ所。ロンドンには8カ所、ウインチェスターには6カ所、ルーエ

スには2カ所、ヘースチングスには1カ所、チイチェスターに1カ所、サザンプトンに2カ所、ウエラムに2カ所、[ドーチェスターに1カ所]、エクゼターに2カ所、シャフツベリーに2カ所、そして他の自治都市それぞれに1カ所の貨幣鑄造所を設ける。

- 15 第4に、次のように〔われわれは宣言する〕。盾職人は誰しも盾に羊の皮をはらない。もし彼がそうしたとき、彼は30シリングを支払う。
- 16 第5に、〔われわれは宣言する〕。すべての人は、彼の所有するそれぞれの耕作地に2名の乗馬に秀れた人を置く。
- 17 第6に、〔われわれは宣言する〕。もし誰れかが窃盗から賄賂をとり、そして〔そうすることによって〕他人の正当な請求を阻止するとき、彼は彼の賠償金を失う。
- 18 第7に、〔われわれは宣言する〕。いかなる人も、彼がそれを贈与する意思がある場合を除き、馬を海外に送らない。
- 19 また、われわれは奴隷について次のように宣言した。奴隷が神明裁判によって有罪とされたとき、〔彼の所有者〕は引き起こされた金額を支払い、そして彼に3回の笞打ちを科すか、または2度目の金額を支払う。そして、奴隷の窃みによる罰金は〔同様の犯罪について自由民の支払う〕額の半分とする。
- 20 そして、もし誰れかが会議に3度も出席しない場合、彼は王に対する不服従による罰金を支払う。そして会議の開催は7日前に公示される。
 - (1) もし、しかしながら、彼が法律に従わず、そして不服従による罰金を支払わないとき、その町の主要な人は全員が馬で〔彼の家〕に行き、すべての彼の所有物を取り上げ、そして彼を保証人の許におく。
 - (2) もし、誰れかが彼の仲間と共に〔かかる使命のため〕乗馬することを拒否するとき、彼は王に対する不服従による罰金を支払う。
 - (3) そして、会議において、人々は王が維持することを望むすべて

のことを尊重し、そして違反したら死刑になり、すべての彼の所有物を〔失う〕ことを避ける旨を宣言する。

(4) もう一度、もしそれでも思い止まらない人がいるとき、その町の主要な人々全員は馬にのって行き、彼の所有物をすべて取り上げ、そして王が半分を受け取り、他の半分以上を馬で行った人々がとり、そして彼等は彼を保証人の許におく。

(5) そして、もし彼が彼のために保証人となる人を知らないときは、彼等は彼を逮捕する。

(6) そして、もし彼が逮捕に同意しないとき、彼が逃走しないときは別として、彼等は彼を死に追いやる。

(7) そして、もし誰れかが彼に復讐しようとするとき、または彼等の誰れかに対してはげしい敵意を抱くとき、王および彼のすべての友人たちの敵となる。

(8) もし、彼が逃亡し、そして誰れかが彼をかくまうとき、彼は逃亡者の賠償金を支払う。ただし、彼〔そうする人〕は彼が逃亡者であることを知らないとして、身の証しを立てようとするときは、この限りでない。

21 もし、誰れかが神盟裁判において示談をしたいと思うとき、彼はそこに含めることのできる金額について条項を作成するが、しかし罰金についてはできない。ただし、支払いをうける権限を有する人がよるこんでそうするときは、この限りでない。

22 そして、誰れも、他人の使用人を使用主の許可を得ることなくうけ入れてはならない。

(1) もし、誰れかがそうするとき、彼はその人を返し、そして不服従を理由に王に支払うべき罰金を支払う。

(2) また、誰れも彼の使用人を、もし彼が告発されたとき、その人が法律の要求に従う前に解雇してはならない。

23 もし誰れかが神盟裁判をうけるのに同意するとき、彼は3日前にそ

れを神聖にすべきミサ司祭の面前に行き、そして彼は手続が始まる前に3日間、毎日ミサに出席する。そして、神盟裁判をうける日に、彼は教会に寄進し、聖さん式に出席する。さらに彼は神盟裁判をうける前に公法に従って、告発され罪については無罪である旨を宣誓する。

(1) そして、もし神盟裁判が水によるとき、ロープにつかまって彼は1.5エール水中に沈められる。もし、神盟裁判が〔熱い〕鉄によるとき、手を巻くものが解かれる前に3日が経過することが必要とされる。

(2) そして、すべての人は、われわれがすでに宣言したように、告発に先立って宣誓をし、そして両当事者としてそこにいる人は、神と大司教の命じるところに従って断食をする。そして、いずれの側も12名を越えてはならない。しかしながら、もし告発をうけた人々が12名を越えるとき、神盟裁判は無効となる。ただし、彼等が彼を許すときは、この限りでない。

24 そして、もし誰れかが証人の前で家畜を買い、そして、その後、その正当性を保証するため必要であるとき、売主は自由民か奴隷かを問わず、それを受け戻さなければならない。

(1) そして、日曜日にはいかなる取引も行われぬ。もし、誰れかがそうするとき、彼は商品を失い、そして30シリングの罰金を支払う。

25 もし、私の奉行の誰れかがこの〔われわれの命令〕を実施することを望まないか、またはわれわれが宣言したことに関心をもたないとき、彼は私に対する不服従による罰金を支払わなければならない。そして、私はそれを望む他の〔奉行〕を発見するだろう。

(1) そして、不服従による罰金は、彼の管轄内において犯罪が行われた彼の奉行から取り立てられる。

(2) これらの命令に違反する人は、最初に5ポンド、2回目に彼の賠償金そして3回目に彼は所有するすべての物を失い、そしてわ

れらすべての友情を失う。

26 そして、もし誰れかが保証をし、彼がしたことが明白になるとき、彼は聖別された基地に埋葬されてはならない。ただし、彼が住む教区の僧正の証言によれば、彼は彼の司祭が彼に示したような修正をしたときは、この限りでない。

(1) そして、彼の自由民は司祭に30日以内に、彼が心から修正を望んでいるかどうかを知らせる。もし彼〔自由民〕がそうしないとき、彼は司祭が心から彼の〔支払い〕を許すような賠償を支払う。すべて、これらの規定は、グレートリーにおける大会議において設けられた。そこには、大司教ウルフヘルムが出席し、エセルスタン王が召集して、すべての貴族、評議員と共に出席した。

III エゼルスタン王 928—938

公の平和を維持するための方法に関するケントの司教および他の評議員たちの法令。

最も敬愛する国王殿下。あなたのケントの司教およびこの国のすべての郷土、貴族および庶民は、彼等が最愛する支配者である陛下に感謝の意を表します。なぜならば、あなたは、われらの国土の平和に関して喜んでわれわれに助言をし、またわれらの福祉を探求し、われわれに提供して下さるからです。われわれにとっては、富んだ人も貧しい人もそれを必要としています。

1 われわれは、可能な限りあらゆる熱意をもって、陛下がわれらに送り込まれた評議員の助けを得て、このことを企てました。

(1) われらの最愛の陛下。〔規定の〕最初は、われらの10分の1税に関しています。その支払いについて、われわれはきわめて熱心に願っています。そして、われわれは陛下の命令については感謝しています。

2 第2の規定は、グレートリーにおいて陛下の評議員によって制定さ

れた度量衡に関心をもっています。

3 第3に、つつしんで、犯罪人に対してあなたが与えられた恩恵について感謝します。すなわち、フエバーシャムの会議以前に犯された罪がどのようなものであっても、それ以降、そして永久に、彼等がすべての悪行をつつしみ、今から8月までの間に彼等が犯罪を告白し、彼等が犯した行為による損害を賠償することを条件として、犯人に対する恩赦を与えるということです。

4 第4に、誰れであっても、国の内外を問わず、他人が使用している人を、使用者の許可なしに受け入れてはなりません。

(1) そして、使用者はまだ、自由民が正しく行動している限り、彼自身が〔新しい〕使用者を求めることを禁止してはなりません。

5 第5に、これを怠る人は、グレートリーで起草させた公共の平和に関する制定法に定められている〔刑罰〕をうけなければなりません。

6 第6に、もし誰れかが、きわめて富裕であるか、または強力な親族に属しているため、彼を罰することができず、さらに加えて、〔彼の非行を〕あきらめる意見のないとき、陛下は西部地方で宣言されたように、彼の社会的地位が貴族であるか平民であるかを問わず、彼をあなたの王国の他の地方に移住させることです。

7 第7に、すべての人は、彼自身の使用人のすべての犯罪〔責任〕について、証人となります。

(1) もし、しかしながら、彼等を監督することができないほど多くの人々がいるとき、彼はそれぞれの土地について、彼が信頼する人を管理人として責任を負わすことができます。

(2) そして、もし、奉行があえて信頼しない人が使用人のなかにいるとき、彼は彼の親族から12名の援助者を見つけなければなりません。

(3) そして、もし、主人、奉行または他の人がこの法令に違反したとき、またはそれから逸脱したとき、彼はグレートリーにおいて

宣言された刑罰をうけることとなります。そして、王が別の刑罰を科すことを選ぶときは、この限りではありません。

- 8 第8に、われら全員は、あなたの宣言に従って、盾が作られるべきことに合意しました。また、もしこの文書があなたの望むところによって変更を命じるのに余りにも多く、また余りにも少ないものを含んでいるならば、われわれはあなたの寛大な措置をお願いします。そして、われわれはあなたがわれわれに命じようとするあらゆることについて、われらのなかにそれを実施する力がある限り、実施するために熱心に準備いたします。

IV エゼルスタン王

- 1 これらは、評議員がエゼルスタン王の助言によって、エクゼターにおいて、2度目はフェイバーシャムにおいて、3度目はサンダーフィールドにおいて制定した法令であり、これらすべての規定はこれらの地において起草され、批准された。
- 2 そして、まず第1に、グレートリーにおいて制定されたすべての法令は、都市における取引および日曜日の取引に関する規定を除いて順守される。
- 3 そして、もし誰れかがきわめて金持であるか、またはきわめて有力な親族に属しているため、罪を犯すことも、犯人を保護し、かくすことを自ら制約することもできないとき、貴族であると自由民であることを問わず、彼は彼の妻および子を連れて、すべての彼の財産と共に、彼の故郷をはなれ、王の選ぶ王国内のどこかに行かなければならない。そして、それ以降、彼は故郷の誰れとも会ってはならない。さもなければ、彼は現行犯の窃盗として扱われる。
- (1) そして、もし誰れかが彼をかくまい、または自分の従者の誰れかを彼の許に送るとき、彼は全財産の没収という責を負わされる。
- (2) そして、このことの原因は、王および彼の評議員たちに対して

なされた宣誓および誓約は、ただ破られるか、または神および世俗的な権力にうけ入れられるほど、厳格に守られてはいないことになる。

- 4 もし、誰れかが自分の居住する地方の境界の内外において、他人の使用する人が彼の非行を理由に解雇された場合、その人をうけ入れたとき、彼は王に120シリングを支払う。そして、逃亡者は彼がきたところに戻り、使用者に損害を賠償する。
- 5 そして、さらに、あらゆる点において、主人に正しく行動した自由民が〔新しい〕主人を探すのも妨げてはならない。
- 6 そして、もし会議がサンダーフィールドで開催されて以降に盗みをし、そしていぜんとして盗みを継続している場合、彼が自由民であるか奴隷であるか、貴族であるか庶民であるか、また女性の場合に彼女が既婚であるか未婚であるか、現行犯かどうかを問うことなく、盗みを働いた者が保護の権利を主張し、または金銭的な支払いをしていても、生きる価値があると判断してはならない。人は誰れでも、ある行為に加わったか、加わらなかったか、もしそれが正確に知られるとき、たとえ彼が否認の陳述をしたとしても、責任が神盟裁判によって明らかになるとき、または彼の有罪がなんらかの方法で明らかになるときは、この限りでない。

(1) そして、もし彼が王、大司教または聖なる神の教会に救いを求めるとき、彼は9日間の猶予を与えられる。しかし彼が探すのが〔誰であろうと、または〕何であろうと、彼が探すことができないとき、たとえ彼が真実を知ったとしても、彼はそれ以上生きることを許されない。

(2) そして、もし彼が僧正または貴族、修道院長または大守もしくは郷土に対して救済を求めるとき、彼は3日間の猶予を与えられる。しかし、彼は何事でも求めることができるが、もし彼が逮捕されるとき、彼は永く生きられない。

- (3) そして、もし彼が逃走したとき、彼は王の意思を実現しようとするすべての人々によって、彼の死に至るまで追跡される。そして、彼を許したり、隠匿した人は、彼自身が窃盗であったとして、生命およびすべての所有する財産を失う。ただし、隠匿者が彼〔逃亡者〕の生命を失わせる窃盗または犯罪について何も知らなかったことを立証できるときは、この限りでない。
- (4) 自由民の女性の場合、彼女は崖から突き落されるか、または水に溺れさせる。
- (5) 男の奴隷の場合、60名と20名の奴隷が彼の許に行き、彼に石をぶつける。そして誰れかが3回投げて失敗すれば、彼は笞打ちの罰を3回うけることになる。
- (6) 窃盗について有罪と決められた奴隷が死罪となったとき、これらの奴隷1人1人が主人に3ペニイを与える。
- (7) 女性の奴隷の場合、彼女の主人または女主人に対する以外のどこかで窃盗の行為を犯すとき、60名および20名の女性の奴隷が各自3本の丸太をもって行き、その奴隷を焼き殺す。そして、彼女等は男奴隷たちが支払うべきであったと同様のペニイを支払うか、または男奴隷についてさきに定められているような笞打ちの罰をうけることになる。
- 7) そして、もしある奉行がこの〔命令〕を実行しないか、または十分な考慮をしない場合に、彼に対する告発が立証されるとき、彼は王に120シリングを支払い、すでに定められている不名誉を蒙る。そしてかかる行為をしたのが郷士または他の人であるとき、同様の刑罰が課せられる。

V エゼルスタン王

私、エゼルスタン王は次のとおり宣言する。私は公共の平和が、私が望んでいるよりも、またはグレートリーにおいて報告された条項よりも

よくない状態で維持されていることを知った。そして、私の評議員たちは、私が余りにも長い間それに耐えてきたという。

(1) さて、私は真冬にエクゼターに私と共にいた評議員と共に次のように決定した。すべての〔平和の破壊者〕は、彼等自身が彼等の妻および彼等の財産、そして〔彼等が所有する〕すべての物と共に、私が望むどこへでも行く準備をすべきである。ただし、その後、彼等が決して再び彼等の生れ故郷に帰らないというさらなる条件で、彼等が自ら〔非行をすること〕を止めるときは、この限りでない。

(2) そして、もし誰れかが、その後、彼等に彼等の生地であうとき、彼等は窃盗の行為で捕えられた人と同様の処遇をうけることになる。

(3) そして、彼等をまたは彼等の従者をかくまったり、従者を彼等の許に送った人は、彼の生命およびすべての彼の所有物を失う。その理由〔われわれにこの判決を出させる〕は、そこで与えられたすべての宣誓、誓約および保証が無視され、そして破られたことであり、そしてわれわれは、これ以外に確信をもって従うことのできるいかなる方法も知らない。

1 他人に雇われていたが悪事の故に解雇された人を雇い入れた人は、彼が悪事を慎しむことができないとき、さきの使用者に損害賠償を支払い、王には120シリングを支払う。

(1) しかしながら、主人が故意にその男を破滅させようとするとき、彼〔その男〕は、もし可能であれば、公衆の集会で身の証しを立てる。もし彼が無罪であることを立証するとき、彼は証人の証言によって彼の希望する主人を探することができる。なぜならば、罪を犯していない人には、誰れでも、彼等の希望する主人に仕えることを私は許可しているからである。

(2) そして、これを無視し、これに配慮しない奉行は、もし彼が公正

に告発され、そして彼自身を潔白にできないとき、王への不服従を理由に〔罰金〕を支払う。

(3) そして、賄賂をとり、そしてそれによって他人の正当な主張を侵害した奉行は、王への不服従を理由に罰金を支払い、そしてわれわれが定めたような不名誉を蒙ることになる。

(4) このようなことをした郷土は、同様の処罰を蒙る。

(5) そして、すべての奉行の管轄区域において、正直であるとして知られている多くの人々は、すべての訴訟において、証人として指名されるべきである。そして、〔個々の事件において〕宣誓を要求される多数の正直な人々は、選択によることなく、〔係争中の〕財産の価格による。

2 もし、誰れかが家畜を他人の土地まで追跡するとき、土地の所有者はもし可能であれば、彼の境界の外まで追跡することができる。もし、彼がそうできないとき、追跡はもし彼〔原告〕が土地上の誰れかを告発するとき、土地の所有者は、可能であれば、彼の境界の外まで追跡することができる。もし彼がそうできないとき、追跡は、もし彼〔原告〕が土地上の誰れかを告発するとき、告発の宣誓の役目を果すことになる。

3 そして、それぞれの修道院において、すべての神の召使いは、金曜日毎に、王のために、そして彼の意思を実現したいと希望するすべての人々のために、50の讚美歌を歌う。

(1) そのように願うすべての人々は、告発者に対し、いかなる罰金も支払うことなく、祈願節まで、あらゆる窃盗に対して賠償金を支払うことができる。しかし、それ以降は、〔罰金〕はこれまでと同様に〔支払〕われる。